平成２８年（フ）第１１８号
長崎県佐世保市松川町10番14号アーバンヒルズ松川503、前住所佐賀県佐賀市高木瀬西４丁目19番26号
債務者　永渕　公二
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市大潟町803番地、前住所長崎県佐世保市相浦町147番地３
債務者　村田チヱ子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳87番地15、前住所長崎県北松浦郡小佐々町矢岳免88番地
債務者　橋本ゆみ子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１０５１号
東京都町田市図師町951番地１サンライトヴィラ304
債務者　堀金　邦成
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０５７号
東京都西東京市芝久保町４丁目２番９号芝久保ハイツ205号
債務者　三浦　　功
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２９１号
神奈川県大和市深見西８丁目５番14号
債務者　酒井　健太
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８３号
東京都昭島市田中町３丁目５番15―103号
債務者　柳田　友紀
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
愛知県豊川市高見町６丁目39番地
債務者　皆木　荘六
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２１５２号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目１番７―303号
債務者　長山　則幸
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２４８号
横浜市都筑区中川４丁目11番11号　金子荘102号
債務者　富岡　　実
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１５３号
千葉県市川市市川南１丁目９番17号
破産者　有限会社リカーアンドフーズジャスト
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３８号
千葉市中央区生実町2458番地６
破産者　堀口　雅仁
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
千葉県市川市湊新田１丁目６番10―301号(丸英行徳コーポ)、開始決定時の住所千葉県市川市田尻３―11―21カザリアマンションＡ―206
破産者　菊地　浩平
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０７号
千葉県船橋市夏見４丁目30番８号
破産者　関根　昭次
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９０号
千葉県浦安市弁天３丁目２番44―２号
破産者　町山　八徳
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９号
千葉県習志野市本大久保４丁目18番19号、開始決定時の住所千葉県習志野市屋敷５丁目１番14号
破産者　伊達　克広
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９４号
名古屋市北区中味鋺２丁目517番地の３
破産者　藤田建設株式会社
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部